

第 310 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和8年5月 13 日(水) 14:00～14:45
2. 通知年月日 令和8年4月 27 日(月)
3. 公示年月日 令和8年4月 27 日(月)、5 月 1 日(金)
4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号
県庁 3階 312 会議室
5. 出席者(委員) 野田会長、菊地委員、二島委員、吉本委員、岡部委員、
小林委員、鳥越委員、本木委員、岡村委員、藤野委員、
吉谷委員、柳村委員
(事務局) 伊藤事務局長、築山事務局次長、本多係長、伊藤主任技師、
原主任技師、羽根技師
(長崎県) 漁業振興課 瀬川課長補佐、木村主任技師、谷本技師

6. 議 題

第1号議案 「長崎県南部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」

第2号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

その他

7. 議 事

事務局	ただ今から、第 3 1 0 回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして野田会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	(挨拶)
会 長	本日は令和 8 年度になり初めての委員会ですが、県の 4 月 1 日付け人事異動がっておりますので、事務局及び県職員の自己紹介をお願いします。
事務局・県職員	(4 月異動の事務局・県職員自己紹介)
会 長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。
事務局	本日は、有馬委員、植木委員、山外委員が欠席されています。 定員 1 5 名中、1 2 名の委員の出席となっております。 出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 1 4 5 条第 1 項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から議案説明のため木村主任技師が出席しておりますのでご紹介します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。

本日の議事録署名人は、「鳥越委員」と「吉谷委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案「長崎県南部海区漁場計画の変更（案）について（諮問）」

○第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

○その他

となっております。

それでは、第1号議案「長崎県南部海区漁場計画の変更（案）について（諮問）」を上程いたします。

なお、本議案の答申の手続き上、利害関係者から意見を聴く公聴会を開催することとなっております。時間になりましたら委員会を中断し、公聴会といたしますのでご承知おき願います。

それでは第1号議案について事務局の説明を求めます。

事務局

資料の5ページをごらんください。

県からの諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

内容については県の担当者からご説明いたします。

漁業振興課

漁業調整担当

（資料説明）

諮問内容の説明に先立ち、漁業権制度の概要、海区漁場計画の作成、漁業権取得までの流れ等を説明

事務局

会長、公聴会開始の14時10分になりました。

会 長

委員会を休会します。

（休会）

会 長

委員会を再開します。説明の続きをお願いします。

漁業振興課

漁業調整担当

長崎県南部海区漁場計画の変更（案）の説明

・南区計第2521号 第1種介類養殖業（あこや貝を除く）（追加）

会 長

ただ今、第1号議案の説明が終わりましたが、公聴会終了時刻の14時20分まで暫時休会します。

	(休会)
事務局	会長、14時20分になりました。
会 長	委員会を再開します。ただいま説明がありました第1号議案について、ご審議願います。何かご意見、ご質問等はありませんか。
各委員	(特になし)
会 長	質問等もないようですので、第1号議案「長崎県南部海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」については諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、第1号議案はそのように決定します。 続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	資料の10ページをごらんください。 県からの諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。 (諮問文朗読) 内容については県の担当者からご説明いたします。
漁業振興課 漁業調整担当	(資料説明) 〔 ○新規の漁業許可に係る制限措置等の公示 ・一重さし網漁業(西彼南部海域②) 〕
会 長	ただいま説明がありました第2号議案について、ご審議願います。 ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	(特になし)
会 長	ご質問等もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限条件等の公示について(諮問)」については諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第２号議案はそのように決定します。
続きまして、その他の件に移ります。
委員の皆様から何かありますか。

岡部委員

せっかく漁業調整担当者が来ているので尋ねたい。一昨年からスピアフィッシングについて規制を明確化して大きく運用を変える対応がなされた。また、スピアフィッシングではないが保安部が陸上取締、見回りを強化し、タコとアワビの採捕についての密漁事案があり、本漁協から２年連続告訴、隣の茂木漁協からも告訴、年に２、３件ずつはあっている状況。

そのような中、先日ネット記事を見ていたら鳥取の方で、遊覧船とスピアフィッシングのダイバーとの接触事故の報道があった。

野母崎では、刺網業者の船外機と、当時はスピアフィッシングとは呼んでいなかったが遊漁者が潜っていて、水面に上がってくる時にぶつかり、肩あたりにけがをしてすぐに病院に連れていったが、月単位の入院となり、どちらが被害者、加害者なのかもめた。ここに潜っていますというのを分かるようにして潜っていた訳でない。当人はフロートを浮かべていたというがほんの小さなもので、漁業者が見つけれられるようなものではなかった。

陸上で車と歩行者がぶつかったら、大概が歩行者より自動車の方が責任重い。怪我をした潜っていた遊漁者の方も被害者意識が強く手こずった。

個人的な負担額が最小限になるように、保険を最大限利用したが、そのために漁業者本人には加害者となることの認識を高齢の方だったが理解いただいて対応した。その後に県としてスピアフィッシングについて規制を明確化するという説明を受け、どうやって周知をしていくのかなど質問をしたところ。今、県としてスピアフィッシング等について、遊漁取り締まりについて、保安部とどこまで共通認識がとれているのか、保安部からこれは密漁にあたるかと照会を受けた際に、我々漁協はどう対応すればいいのか。周知をどのようになっているとか含め現状を紹介してほしい。

漁業調整担当

もり、やすの漁業調整規則の改正についてですが、公布から６ヶ月の施行期間を設けて周知を実施しました。内容としては釣具店にポスターを貼ったりチラシを配ったり、県外などから離島に行く方向けにフェリーターミナルにポスターを貼ったり、長崎新聞や県公報に掲載してかなり広範に周知しているところです。

また、海上保安庁との連携については、年に２回行われる取締強化推進会議で保安部に情報共有しており、もり、やすの規制についての共通認識は持ってもらっていると思います。

なので、遊漁者らしき者がスピアフィッシングをしていたら海上保安庁に通報して問題ないと思います。

岡部委員

今の通報してよいというのは、そういう者がいたら捕まえるとの前提で

良い、周知は完了したとの理解で良いのか。

漁業調整担当

その理解で結構です。

岡部委員

全国版の報道ではまだ見たことはないが、地方のネット報道ぐらいで関心がある人しか見ていない状況かもしれない。周知期間は終わったとの話であったが、これから暖かくなってきた、スピアフィッシングをする人が増えてくるシーズン。潜在的にスピアフィッシングはしたいという遊漁者はいるので、周知期間終了とともに周知完了ではなく、そういう行為は即捕まりますよということをしうっかり周知していかないと。特に、スピアは刃物なので、組合員にも自分たちだけで近づいていかないように、海上保安部は遠いので警察、駐在さんと呼ぶように伝えている。先ほど保安部との連携はとれているとのことだが、現場の不安を減らすためにも警察組織との連携について改めて要望をしたい。

漁業調整担当

先ほどの取締強化推進会議には海上保安部だけでなく県警察本部も参加しており、警察についてももり、やすの規制については認識共有されていると考えます。

施行期間が終わったから、周知終了ということではなく、引き続きホームページ等で周知は継続しますし、ポスター、チラシ等もまだありますのでこれらを使って周知徹底に努めていきたいと思います。

野田会長

うちの地区の免許漁場でも最近アサリで海上保安部から言われて告訴しました。10人くらい。なぜかということこれまでは行ってみれば、知り合いだからということで内々に済ませていた。海上保安部としてはそういうことでは自分たちの取締が無駄になるから困ると言われた。

全員不起訴になったが。

鳥越委員

先ほどの話はやすの話だったが、素潜り自体は規制ないのか。ブイを浮かべるなど。

漁業調整担当

素潜り自体にブイを浮かべなければならないような規制はありません。

鳥越委員

うちの近くではブイを見たら素潜りで潜っているかなと気にしているが、最近プレジャーボートがものすごく多い。

例えば大分県あたりでは紅白の浮き輪の真ん中に旗を立てて浮かべて素潜りをする。

この前はそういうのではなく黒い小さなブイを浮かべて近くにボートがいた。潜る時はブイから50m、100m離れたところでも泳いでいる。先ほどの話とまったく一緒に、漁船がまっすぐ航行していたらいきなり浮

いてきて事故があった。

小林委員

そもそも海のルールを分かっていない素人が潜水したら危ない。

岡部委員

うちの組合員は、ウェットスーツを着て潜っている者がいたら、「違反だ」と言い続けていた。最近では、ウェットスーツを着て潜る行為がなんの違反になるのかと、しっかり分かって潜っているので、組合員が違反だと話をしたら逆に怒られた事例があった。たも網を持って熱帯魚みたいな観賞用の魚をすくっていたらしいが、組合員が密漁だと注意をしたところ、「あなた方は何をもって密漁と言っているんですか」と反論されたとのこと。理事会でそのことを聞いたら、理事たちはみな「違反しているに違いない」と言っていたが、今、海に入ろうとする人たちはしっかり勉強してきているのでそれでは今後通用しない。

それとは別に、どこかにいろいろ言われたくないという思いが遊漁者にはあるんだと思う。うちの事故の件は、舟形の小さなフロートを浮かべて、漁船からは見えないようなものを引っ張りながら潜っていて分からなかった。鳥取の事故は2名潜っていて、1名はブイの直下あたりにいたらしいが、もう1名が別のところに潜っていて、その者が遊覧船の航路に潜っていて事故になった模様。漁業者側から泳ぐ行為自体をどうこうは言えなくなっている。

小林委員

レジャーで潜る行為は海水浴場等の許可された場所でしか潜ってはいけないのでは。

漁業調整担当

そういった規制はないが、潜っていて何を採捕しているのか分からないという点で対応が難しい。

小林委員

事故にあったらそれは自己責任でやってもらわないと。漁場の中を潜るのだから。レジャーの潜りが使っているのは黒い小さな浮きだけですよね。うちの裸潜りの人はブイ揚げて、誰が潜っているか分かるようにやるが。

岡部委員

漁業者は自分の安全のためにそうしているがレジャーダイビングがそこまでしている人は少ないと思う。

小林委員

取締も難しい。先ほどのようにたもを使って熱帯魚を狙っていたといっても、海の中でアワビ、サザエを獲って海面に上がってまずいと思ったらサザエ、アワビを海に落してしまわれたら分からない。だから潜る行為自体の規制がないといけないと思う。

岡部委員

20年ぐらい前まではそのような行為に対して、漁業者から違反だと言わ

れば、だめなんだと引き下がっていたが、最近は違法行為ではないということが分かって、広まってしまっている。

鳥越委員 ここの浜は漁業権設定があって、潜ると漁業者がうるさいとか YouTube などを出ている。

岡部委員 あくまでうるさい場所という認識。違法ではないけどうるさいので他の地区に行くかとの感覚だと思う。これからスピアフィッシングの件も含め、事故が起こらないように周知をしていってほしい。

吉谷委員 先ほどの小長井の、送致されたが不起訴だったという件、結果はともかく摘発した時に新聞とかに情報提供して記事になれば抑止になるのでは。不起訴になったという部分は言わなくて。わかめでもひじきでも。

野田会長 新聞報道はされなかったと思う。海に入ること自体はいいが、漁業権対象種の採捕はできないことは分かっていると思う。

岡部委員 難しいのは、それで生計を立てている漁業者がいるかいなかで漁業権対象種が変わるので、県下で統一して規制できないということ。

野田会長 岡部委員が言われた遊覧船の件、私もテレビで見た。やすだったね。事故はもう一人が遊覧船の航路でぶつかったと。
その報道の中では、規制が場所や自治体で異なることを問題視するコメントがあった。

吉谷委員 ゴム付の発射装置付きの漁具がだめというのは、最近テレビで出た。

野田委員 それが自治体により異なるということが報道されていた。

吉本委員 素潜りは漁業なんでしょう。他県遊漁者がうちの地先に来てタコ釣りしていた問題もあったが。漁業権の中で潜って獲ってはダメということは規則等に書いていないのか。

漁業調整担当 素潜りしてはだめ、という規定はありません。採捕物をどう扱っているか、それを販売して生計を立てていれば漁業で、そうでなければ遊漁となり扱いが異なります。潜水・遊泳する行為自体には規制はありません。

鳥越委員 商売として突く分には、ゴム付の漁具は良いのか。

漁業調整担当 問題ないです。

小林委員	うちも地区でも海上保安部が昨年５～６件、起訴した案件があった。サザエ、アワビ、ミナなど。潜る行為自体が漁業者側からすれば密漁をすると思ってしまう。それが違反行為に当たらない、というのは釈然としない。確かに我々が子供の頃は潜ってサザエ獲って勝手にやっていたのも事実だが時代が変わった。であればきちんと規制して欲しいが。
岡部委員	ここ２、３年、海上保安部は力を入れて取締ってもらっている。
岡村委員	沖縄などに行けば、潜って魚を見るだけ、という行為はレジャーとしてある。
小林委員	そういう行為の見極めが難しい。私の地元で、魚見るだけで潜っているという報告は一度もない。
鳥越委員	北陸とかでも廃校になった小学校でダイビングスクールやっている。佐渡島など。魚を見るために。
吉本委員	最初の話は素潜りだったが、アクアラング付けて重装備で潜るやつはだめなんでは。ローカルルールなんだから、うちは潜ってはだめとしていいんでしょう。
岡部委員	鑑賞目的であれば問題ない。県内では、度島が受け入れている。青年部でボンベを揃えて。神奈川など他のところではかなり進んでいる。 近くではうちの隣の地区の香焼地区でダイビングショップが地元漁協に許可をもらって１か所潜らせている場所がある。
本木委員	ダイビングショップが、漁協にお断り、相談しに来る場合、漁業に支障になるエリアを伝えて、それ以外のところで潜ってもらっている。 前来たからいいだろうではなく、その都度相談するよう伝えている。
小林委員	うちは断っている。潜って何をされるか分からない。
吉谷委員	長崎県では、漁業権対象種だろうがなかろうが、潜水器を使って潜って漁業してはだめでしょう。 素潜りは、漁業権対象種かどうか、調整規則で禁止されている魚種かどうかだけが問題で、それ以外であれば採捕に別段支障ない。その見極めがなかなか難しい。
吉本委員	例えばマテ貝掘りについて子供たちの学習のためにこの場所で日時を決

めて許可が欲しいというものならいいなど、各漁協が判断して、そうでなければだめなのは。

菊地委員 漁業権対象種ではないものについて、漁協で良し悪しを決める権限がない。

小林委員 取り締まる場合は現行犯で、現物が確認できなければだめ。声掛ける時点の見極めが大事。

野田会長 今はネットで情報がすぐ出てて、いろんなところから来る。

岡部委員 はっきりしているのは遊漁者側が法令など情報をしっかり持っている中、例えばうちの漁協ではこの魚種がだめだとはっきり言えるように漁業者側も正しく認識してやりとりしないと。

先ほど小林委員が言われたように、海の中では現物を離されたらどうしようもないので、海からあがってきて現物を持っていそうだと確認してから声掛けするなどタイミングが重要。以前は漁業者が怒るだけで抑止できていたが、今はそうではなくかなり調べて海に入る遊漁者が増えてきた。県としてもよく研究しておいてほしい。

岡村委員 本来は獲った物を支配下に置いた時点で違反のはず。

小林委員 そこを押さえるのが難しい。海上保安部からも海から上がって現物を持った者を押さえたとき漁協に連絡が入る。うちも年に5～6件ある。

鳥越委員 素潜り対象種を獲る漁師さんがいないエリアを密漁者も知っているのだろう。

吉本委員 調整規則を所管する漁業振興課は、これからレジャーシーズンなので、レジャーで潜る人たちに対して、きちんと漁協に連絡して海に入ってくださいとアナウンスすべきではないか。事故が起きてからでは目も当てられない。適法に遊びに来る分には問題ない。

事務局長 各委員、遊漁との調整に苦慮している状況を承知しました。周知についてもしっかり継続していきたいと思います。

会 長 そろそろよろしいでしょうか。
事務局から何かありますか。

事務局 (次の委員会のお知らせ：第311回委員会 6月1日。

会 長

主な議題 TAC(まさば、ぶり) 知事管理漁獲可能量の策定等

よろしいでしょうか。

これをもちまして、第310回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。

<閉 会> 14:45